

バトル修道院年代記にみられる証書の利用

中 村 敦 子

はじめに

バトル修道院は、一〇六六年のヘイスティングズの戦いの後、ウィリアム征服王が激しい戦闘の舞台となったまさにその場所に勝利を記念して建立したベネディクト派修道院である。征服王自身は完成を待たずに亡くなったため、献堂式が行われたのは一〇九四年になってから、イングラント王位を継承した息子ウィリアム二世によってであった。ウィリアム征服王の建立、そしてノルマン・コンクエストの記憶を具現化した修道院として、中世においては相応の繁栄を保っていたようである。だが、その財政的規模は突出するというほどではなく、権益の維持拡大のためには努力を重ねていかなければならなかった。

さて、この修道院は、約一〇に上るカーチュラリや複数の経営記録など、比較的多くの史料を残した。もつとも著名な史料のひ

とつは、今回とりあげる「バトル修道院年代記」であろう。一二世紀末の作品とされるこの年代記の特徴は、同時代の叙述史料の中でひとときわ精彩豊かな描写を誇っていることである。⑤そのため、修道院の権益がいかに維持され発展してきたかの詳細な記録として、特に、一二世紀後半のヘンリー二世期の司法改革の過程における具体的な訴訟のありかたを示すものとして理解されてきた。一九世紀半ばに最初の刊本が出版されたのち、E・サールが一九八〇年に新たに編集を行い利用しやすくなっている。⑥一方、この年代記の内容に直接関連していると思われる証書、とくに、多数の偽文書の存在が指摘されてきた。すなわち、証書中の文言が叙述のなかに組み込まれたり、登場人物や描写されている権益の取引に関する証書が現存している例が、オリジナルにしろ、カーチュラリに筆写された形にしろ見つかっており、それらのうち偽文書と判断される例が多数存在するのである。

これまでのバトル修道院をめぐる研究は、所領経営や与えられた特権などの権益の内容、あるいは関連する証書の真偽判断が中心であった。それに対し本稿では、年代記の叙述そのものに焦点をあわせ、とくに、叙述のなかで頻繁に言及され、重要な役割を果たしている証書に注目する。年代記のなかでは証書は、どのようなコンテキストにおいてどのように利用されているのか。この問題設定の前提には、近年盛んに研究されている中世ヨーロッパ社会における文字利用という視角のなかに、バトル修道院年代記とそこにみられる証書の役割を位置付ける目的がある。この年代記や関連証書についてのこれまでの研究の焦点となっていた、個々の証書の作成の背景、あるいは史実としての年代記の叙述の評価ではなく、バトル修道院年代記の内部における証書の利用のありかたにはまだ検討の余地があると考えられるからである。

以下のように進めよう。まず、中世ヨーロッパの文字史料に関する研究動向の概要を紹介し、とくに本稿がとりあげる年代記と証書の役割に関わる論点を紹介する。そして、バトル修道院年代記をめぐる研究史をたどり、問題点を確認しよう。その後、年代記中の具体的事例に即して分析を進めていこう。

- ① 建立の経過に関しては、*The Chronicle of Battle Abbey*, ed. tr. by E. Seattle (Oxford, 1980) (以下 *Battle Chronicle*), pp. 33-48, 66-70.

② D. Knowles, *The Monastic Order in England* (Cambridge, 1950), p. 128.

③ E. Searle, *Lordship and Community Battle Abbey and its Barthen 1066-1538* (Toronto, 1974) (以下 *Lordship*), p. 36; *Battle Chronicle*, p. 94, fn. 1.

④ G. R. C. Davis, *Medieval Cartularies of Great Britain* (London, 1958), pp. 5-6; Searle, *Lordship*, pp. 7-8.

⑤ *Battle Chronicle*, p. 1; M. Brett, 'Review: The Chronicle of Battle Abbey', *Medium Aevum*, 50 (1981), pp. 319-22 (以下 *Review*), p. 319.

⑥ *Battle Chronicle*.

一 研 究 史

(一) 文字史料へのアプローチ

中世ヨーロッパ社会におけるリテラシの問題が、文化人類学の影響を受けつつ、重要な研究対象となつて久しい。面期となつたのはやはりこの問題を正面から包括的に扱ったM・T・クランチの著作である^①。そして、R・マキタリックらの活躍により中世初期のリテラシの再評価がなされ、またヨーロッパのリテラシについて特集が組まれ、論文集のシリーズが展開されるなど研究は徐々に盛んになつて来つた^②。

克蘭チは中世イングランドの文書主義の展開を分析しつつ、リテラシの発展が実務の必要性に応じたものであったことを指摘した^③。克蘭チが、記憶による口承から記録へという社会における文字利用の発展のなか、文字記録が利用されてゆく多様な局面を指摘したのに対し、近年では口承から文字利用へという変化が決して直線的ではないこと、また口承と文字の利用が相互に補充しあう関係であったことがますます認識されてきている。またリテラシへの注目は、文字に基づく史料とそれ以外のとの関係への関心を呼び、考古学的遺物と同時に文書に添付される印璽、写本の挿絵、といった文書史料の物理的形態に対しても考察が向けられるようになった。歴史学が「人間のいとなみの所産と認められるあらゆる痕跡を等しく史料として扱う」^④ことをめざすようになってきたのである。

歴史学において史料となりうる領域の拡大がみられ、またリテラシのとらえ方が深化するにつれ、これまで歴史研究者が普通に利用してきた文字史料そのものに対しても、より深いアプローチが試みられるようになってくる。例えば、P・ギアリは、修道院に多く残される叙述史料において、過去の記憶がいかに現在の目的に沿うように修正されつつ利用されてきたのかを――一世紀を舞台に印象深く叙述した^⑦。また、それら叙述史料ではなく、これま

で客観的実際的というイメージでとらえられてきた行政文書である証書においても、例えばW・ブラウンが、アピールされるべき記録がどのように証書として作成されてきたかを中世初期の例をとりあげて指摘している^⑧。

史料に関するまなざしが増えつつあるが、これまで以上に史料に関する基本的分類として一般的である行政文書、叙述史料といった区別ですら、ある意味、確実なものとしてとらえられなくなってきたのである^⑨。とくに中世初期から一二世紀頃にかけての文書史料の区分がいかにあいまいであったかが問い直されてきている。では次に、本稿に関連する史料分類である証書と年代記に関する見解を押さえておこう。

中世イングランドの歴史記述について幅広く調査したA・グラズデンは、バトル修道院年代記の内容がバトル中心の狭い領域に関する叙述であることから、地域史年代記として分類している。同時代のほかの地域史年代記に比較して王の法廷との関わりが大きな位置をしめていることに注意を促した^⑩。ステイヴン王時代からヘンリ二世期にかけて、個々の修道院においてその修道院を取り囲む地域史を書き残した事例が急増する。とくにイングランド南部の地方史叙述は、そもそも権限や特権の成文化という目的が

あり、それを促したのはステイヴン王時代の内乱による権益の混乱と、続くヘンリ二世期の司法改革であった。^⑪例えば、イーリー・アピンドン、ラムジ修道院の記録においては、叙述の合間に過去に獲得した権益を示す証書等の記録をそのまま写すなどして、叙述部分と文書部分が混合している、いわゆるカーチュラリ・クロニクルのスタイルが見られる。^⑫証書をそのまま写すまでいかになくとも、取引の内容をもちこんだ年代記叙述は、土地の移動の記録となり、関係修道院が関わる紛争に際しての資料として利用されたと考えられるのである。^⑬

また、先述のように、近年の中世史料一般に対するアプローチの深化は、史料群を類型化し検討を重ねる一方で、個々の史料類型を定義づけて限定的にとらえることにより慎重になってきているが、それは証書に関しても同様である。すでに、「カーチュラリ・クロニクル」という分類自体が、叙述と証書の双方を含めた史料形態の存在を示しているだろう。だが、証書については、個々の証書の伝える権益の内容にのみ注目され、個別に扱われる傾向が強かったといえる。たとえば、証書はカーチュラリやオリジナルで残っているもの、叙述作品中への転写など多様な方法で伝来しているにしても、ばらばらに集められ、さまざまな形に編集され利用されてきた。しかし、現在では、証書がどのようなコ

ンテクストのなかで作成され、伝来してきたかに注意が向けられるようになってきている。例えば、M・チブナルは、一一世紀において公文書と叙述史料を区別することの無意味さを指摘しつつ、また修道院の設立証書における叙述的要素を指摘する。^⑭

叙述史料のなかには証書史料と言えるような情報が盛り込まれる一方、証書においても叙述的要素が高いものがあるとすれば、非叙述史料とされる法的行政的史料と叙述史料が混交している状況を見ることができるといえる。さらに、基本的には個別証書の集成として理解されてきたカーチュラリが、その作成の意図が考察されるようになり、一つの文脈を持った史料としての可能性に目を向けられ始めた、ということにも注意しなければならない。^⑮

このように、史料を個別にはなく、それを取り巻く全体の文脈のなかで理解する必要性がますます重要視されるようになってきたのである。

次に、バトル修道院年代記に関する研究状況に目を向けてみよう。

(二) バトル修道院年代記をめぐって

現在、バトル修道院年代記として知られているものは、プリティシユライブラリのコットン・コレクションに収められている一

写本のみである。約二一センチ×一四センチの大きさで、一四四のフォリオからなる。近代に入って前後に他の作品をセットして一緒に綴じられ、現在の形になったようである。バトル修道院年代記は二部に分かれているが、第一部は、88から131までであり、第二部は132から1130までを含み、第一部の約八倍の長さである。作者による原本ではなく複製されたものようだが、一二世紀末の字体で書かれ、内容が一一九〇年頃まで含むことから、作成直後の写本と言えるだろう。作者不明であるが、同時代の年代記に比べ、作者の姿勢が比較的明瞭に表れていると指摘されている^②。

はじめに、構成と特徴を記しておこう。短い第一部では、まず作成の意図が述べられた後、ヘイスティングズの戦いの詳細な描写と、バトル修道院建立の経過が説明される。それに続いて修道院の権益の長いリストが続く。章立てはない。

第二部ははるかに叙述的であり、大体年代順に進む。とくに、修道院の権益の侵害された例と、修道院長の対応が述べられている。こちらも章立てはないが、内容から事件ごとのおよそのまをまりを読み取ることが可能である。内容は、第一部と同様、ヘイスティングズの戦いから始まり、ウイリアム征服王による建立の描写が続く。初代院長ゴスバートの就任後、基本的には各院長ご

との事績をたどるという構成になっている。とくに、院長ワルタの時代の長い叙述のなか、彼の兄弟でヘンリ二世時代に王の宮廷で司法官として権威を振るつたりチャード・ド・ルシによるバトルへの支援が描写される。院長オドの時代、一一七六年の争いまで述べられるが、残念ながら年代記の最後はページが失われたことにより途切れている^③。研究者が注目してきたのは、叙述の中心である第二部であり、本稿でもこちらを検討対象にしよう。

この作品は、一六世紀の修道院解散の後、「年代記」の分類の中にいれられていた^④。だが、バトル修道院やその権益に関わる問題以外の歴史的事例はほとんど述べられない。叙述に関しては、チチェスタ司教との免属特権をめぐる争いに関する部分が主に注目されてきた^⑤。とくにコルチェスタで開催された王の集会における長い議論のなか、王の主宰する集会での双方の陣営、王、司教、大貴族たちなどの貴顕らの行動が生き生きと書かれ、王の法廷における論争を具体的に描いたとして理解されたのである。具体的な記述はそればかりではなく、印璽の添付に関する議論、証書の更新であるインスペキシムスにおける王の行動と発言などの叙述が、当時の状況をそのまま示すものとして頻繁に引用されてきた。他にも様々な争いや権益の寄進の経過の叙述もある。そして、多くの事例において証書について言及され、「証書によって」の文

言が類出し、年代記のなかで証書が大きな意味をもっていたことがわかる。carta という文言の出現だけでも、七〇例以上が数えられ、また「書かれた書類」など、証書に類するものを示す文言を含めればさらに増える。

では、バトル修道院研究の中心であり、この年代記の編集者であるサールの見解をみてみよう。サールは、短い第一部の作成後、それをもとに第二部が書かれたと考える。序文で述べられているように、この作品は、修道院の権益に関する争いの原因や過程を後世に伝えるためにまとめられたものであった。作者はバトルの訴訟に深く関わった年老いた修道士であり、将来想定される法廷闘争において、過去の闘争の記録が利用されることを目的として判例集を著したのである。^{②⑦}語り継がれてきた伝統が記録され、その流れに沿うかたちで、主に法廷闘争に対処することを目的としてさまざまな偽文書が作成された。一一三〇年代以降の内容は作者の経験に基づく記録であり、その後一一八九年までには叙述は終結していた。作者はバトルが偽文書を利用していることを認識しつつも、権益維持を賞賛するという困難な作業を行ったのである。サールは以上のように主張する。

だが、このサールの見解には、M・ブレット、E・M・C・ファン・ハウツ、N・ヴィンセントにより異論が出された。まず、

ブレットはH・W・C・デイヴィスによる通説である第一部が第二部の修正編の一部であるという説をとった。^{③①}文章には加筆修正の跡がみられ、時に文脈が不鮮明となっており、いくつかの内容のまとめりを示唆しうることから、ブレット、ファン・ハウツは、バトル修道院にあつた複数の記録がまとめられたと考える。また、訴訟の過程に作者の関与がみられず、訴訟技術への言及がほとんどないことから、法的知識の活用より宮廷での政治が主題であった。そして、明らかに偽文書である証書の文言をほとんどそのまま引用する点からも、偽文書に対する態度にためらいは読み取れない。^{③②}内容は一一七六年の争いで終わるが、一一八四年の出来事に言及していることから叙述はその後となるが、複数判別される書体は一三世紀初期以前のもと考えられ、その間に作成されたであろう。^{③③}

以上のように、サールが年代記の内容を比較的そのまま受け入れるのに対し、ブレットらは作成や意図に関し、より複雑で曖昧な側面を重視した。ブレットらの慎重な見解には説得力があるように思われる。年代記は記録類 *Memoria* を集めたと述べており、その際筆写する以上の叙述的操作が行われた可能性は高いが、どの程度改変されているのか、どのような記録類がもたっているのか、という個別的な再構成は困難だろう。

次に、バトル修道院年代記と偽文書に関わる研究史とその問題を確認しておきたい。早くから偽文書の存在は意識されていた。

デイヴィスの証書集成、教会史の立場からのD・ノウルズの司教からの免属特権に関わる証書の分析に続き、サールが年代記と重ね合わせ、一通の偽文書をとりあげて作成の時期や背景を明らかにしている^①。サールの包括的検討の後、J・ホウルトが年代記中のバーンホーンの所領をめぐる争いに関する一連の証書群を分析し、さらなる偽文書の存在を指摘する。加えて、最近ヴィンセントがある意味衝撃的な見解を発表した^②。ヴィンセントはこれまで基本となってきたサールの研究に対し、全面的に批判的検討を加える。まず、サール、そしてホウルトが明らかにした偽文書を引用しつつ、バトル修道院関連の証書の多くが偽文書であると主張した。そして、サールが、年代記が基本的に作者の経験に基づき信頼できるとするのに対し、偽文書を機軸に描かれている叙述の大部分は事実を描いていないとする^③。多数を偽文書とする彼の主張は、ヴィンセント自身が深く関わるヘンリ二世証書の編集の経験に基づいてなされたものであり、信頼できるだろう^④。

このヴィンセントの指摘は、これまで頻繁に法廷における争いの経過や描写を利用してきたことに対する警告になる。だが、そのことによって、バトル修道院年代記の価値は失われることにな

るのだろうか。バトル修道院年代記の生き生きとした叙述からは、バトル修道院にとつてのあるべき世界像を描こうとしていたという点が逆に強調されるのではないか。この年代記が、実際にどのような利用されたかは不明であり、また、ヴィンセントが主張するように、年代記の記述を歴史的事実としてそのまま受け止めることはほとんど不可能かもしれない。しかし、当時の歴史的文献のなかで作成されたという事実にかわりはなく、当年代記作者が想定し期待した証書の役割がそこから読み取ることができないのではないだろうか。

では、年代記の内容にわけいていくことにしよう。

① M. T. Clanchy, *From Memory to Written Record* (1979, 2nd ed., Oxford, 1993) (以下 *From Memory*).

② R. McKitterick ed., *The Uses of Literacy in Early Medieval Europe* (Cambridge, 1990) など。特集には例えば 'Oral History, Memory and Written Tradition', *Transactions of the Royal Historical Society* (以下 TRHS), 6th ser., IX (1999), pp. 161-301, 2011-1999年からの *Utrecht Studies in Medieval Literacy* (Turnhout) のシリーズが進められている。問題の枠組みを示すものとして M. T. Clanchy, 'Introduction'; M. Mostert, 'New Approaches to Medieval Communication?'; in: M. Mostert ed., *New Approaches to Medieval Communication* (Turnhout, 1999), pp. 1-13, 15-37。同書物には中世ローマンを對象とした研究の詳細な文献目録がつけられている (M. Mostert, 'A Bibliography of Works on Medieval Communication', pp. 193-318)。目

- 本語では、岡崎敦「中世史科学の日本と西欧」『歴史学研究』七〇六号、一九九八年、三六一-四四四、六三頁を参す。
- ① Clanchy, *From Memory*, p. 19, Chap. 10.
- ② Clanchy, *From Memory*, p. 333.
- ③ K. Heidecker, 'Introduction', in: K. Heidecker ed., *Charters and the Use of the Written Word in Medieval Society* (Turnhout, 2000), pp. 1-12, p. 9; P. M. Thane, 'Oral History, Memory and Written Tradition: An Introduction', *TRHS*, 6th ser., IX (1999), pp. 161-9.
- ④ 『西洋中世史雑談』ローレンス中世史研究会編「東京大学出版会」一〇〇〇号「一頁」。
- ⑤ P. J. Geary, *Phantoms of Remembrance* (Princeton, 1994).
- ⑥ W. Brown, 'Charters as weapons', *Journal of Medieval History*, 28 (2002), pp. 227-48.
- ⑦ 中村中雄『分譲』L. Genicot et al., *Typologie des sources du moyen âge occidental* (Turnhout) 〇ノグループ、# 2 R. C. van Caenegem, *Introduction aux sources de l'histoire médiévale* (Turnhout, 1997).
- ⑧ A. Gransden, *Historical Writing in England c. 550 to c. 1307* (London, 1974) (以下 *Historical Writing*) p. 277. 中村ローレンス『雑談』東方史学研究会編「E. M. C. van Houts, *Local and Regional Chronicles* (Turnhout, 1995).
- ⑨ Gransden, *Historical Writing*, pp. 269-70, 286.
- ⑩ Gransden, *Historical Writing*, p. 272; Davis, *Medieval Cartularies*, p. xiii.
- ⑪ Gransden, *Historical Writing*, pp. 283-4.
- ⑫ K. Heidecker, 'Introduction'.
- ⑬ M. Chibnall, 'Charter and Chronicle: the use of archive sources by Norman historians', in: M. Chibnall, *Piety, Power and History in Medieval England and Normandy* (Bury St Edmunds, 2000), XIX, originally in: *Church and Government in the Middle Ages Essays Presented to C. R. Cheney on his 70th Birthday*, eds., by C. N. L. Brooke et al. (Cambridge, 1976, rep. with corrections 1978), pp. 1-17, p. 1; 'Forgery in narrative charters', in: M. Chibnall, *Piety, Power and History*, XX, originally in: *Fälschungen im Mittelalter* (Hannover, 1988), pp. 331-46, p. 331.
- ⑭ E. van Houts, 'Historical Writing', in: C. Harper-Bill and E. van Houts eds., *A Companion to the Anglo-Norman World* (Woodbridge, 2003), pp. 103-21, pp. 116-7.
- ⑮ J.-Ph. Genet, 'Cartulaires, registres et histoire: l'exemple anglais', dans: B. Guenee, *Le métier d'historien au moyen âge études sur l'historiographie médiévale* (Paris, 1977), pp. 95-138, 128-9. ローレンス『分譲』D. Walker, 'The Organization of Material in Medieval Cartularies', in: D. A. Bullough and R. L. Storey eds., *The Study of Medieval Records* (Oxford, 1971), pp. 132-150; O. Guyotjeannin, L. Morelle et M. Parisse éd., *Les cartulaires* (Paris, 1993) 43頁。
- ⑯ BL MS. Cotton Dominican A ii. 『戦国全書』『バトル修道院年代記』 pp. 23-8.
- ⑰ 『戦国全書』『バトル修道院年代記』 pp. 23-8.
- ⑱ 『戦国全書』『バトル修道院年代記』 pp. 23-8.
- ⑲ Gransden, *Historical Writing*, p. 272.
- ⑳ 『バトル修道院年代記』 pp. 27, 334.
- ㉑ 『バトル修道院年代記』 pp. 1, 2.
- ㉒ 『バトル修道院年代記』 pp. 146-208. 『戦国全書』『バトル修道院年代記』 pp. 146-208. 『戦国全書』『バトル修道院年代記』 pp. 146-208.

- Knowles, 'Essays in Monastic History IV The Growth of Exemption', *Downside Review* 1 n. s. 31 (1932), Rep. edn., vol. 50, pp. 201-31, 396-436 (㉔ㄥ Exemption); H. Mayr-Harting, 'Hilary, Bishops of Chichester (1147-1169) and Henry II', *English Historical Review* (㉔ㄥ EHR), 78 (1963), pp. 209-24; *The Acta of the Bishops of Chichester 1075-1207* ed. by H. Mayr-Harting (Torquay, 1964).
- ㉔ㄥ *Battle Chronicle*, 'charters', pp. 343-4.
- ㉔ㄥ *Battle Chronicle*, pp. 7-8.
- ㉔ㄥ E. Searle, 'Battle Abbey and exemption: the forged charters', *EHR*, 83 (1968), pp. 449-80 (㉔ㄥ forged charters), pp. 450-1; *Battle Chronicle*, pp. 1, 8-15.
- ㉔ㄥ Searle, 'forged charters', pp. 450-1, p. 450, fn. 3; *Battle Chronicle*, p. 106.
- ㉔ㄥ *Battle Chronicle*, p. 8.
- ㉔ㄥ *Battle Chronicle*, pp. 21-3.
- ㉔ㄥ H. W. C. Davis, 'The Chronicle of Battle Abbey', *EHR*, 29 (1914), pp. 426-34, p. 427; Brett, 'Review', p. 320; N. Vincent, 'King Henry II and the Monks of Battle: the Battle Chronicle Unmasked', in: R. Gameson and H. Leyser eds., *Baldif and Culture in the Middle Ages* (Oxford, 2001), pp. 264-86 (㉔ㄥ Unmasked), p. 266.
- ㉔ㄥ Brett, 'Review', pp. 321-2; E. van Houts, 'The Ship List of William the Conqueror', *Anglo-Norman Studies*, X (1988), pp. 159-83, pp. 165-7, 177; E. van Houts, 'The Memory of 1066 in Written and Oral Traditions', *Anglo-Norman Studies*, LXX (1997), pp. 167-79, p. 167; E. van Houts ed., 'The Brevis Relatio de Guillelmo Nobilissimi Comite Normannorum. Written by a Monk of Battle Abbey,
- edited with an historical commentary', in: *Chronology, Conquest and Conflict in Medieval England* (London, 1997), pp. 1-48, p. 14.
- ㉔ㄥ Brett, 'Review', p. 321-2; Vincent, 'Unmasked', p. 267.
- ㉔ㄥ Brett, 'Review', p. 320; N. Vincent, 'The Charters of King Henry II: the Introduction of the Royal Inspecimus Revisited', in: M. Gervers ed., *Dating Undated Medieval Charters* (Woodbridge, 2000), pp. 97-120 (㉔ㄥ Inspecimus), p. 106, fn. 3 ㉔ㄥ ㉔ㄥ ㉔ㄥ ㉔ㄥ ㉔ㄥ
- ㉔ㄥ *Battle Chronicle*, p. 32.
- ㉔ㄥ *Regesta Regum Anglo-Normannorum*, I, ed. by H. W. C. Davis (Oxford, 1913), nos. 62, 113, 261, 262, 263, 271; Knowles, 'Exemption', pp. 218-25, 431-6.
- ㉔ㄥ Searle, 'forged charters'.
- ㉔ㄥ J. C. Holt, 'More Battle Forgeries', *Reading Medieval Studies*, 11 (1985), pp. 75-86 (㉔ㄥ Battle Forgeries).
- ㉔ㄥ Vincent, 'Unmasked'.
- ㉔ㄥ *Battle Chronicle*, p. 8.
- ㉔ㄥ Vincent, 'Unmasked', p. 265.
- ㉔ㄥ ㉔ㄥ ㉔ㄥ ㉔ㄥ Vincent, 'Inspecimus', pp. 97-102.

II 証書の「役割」

バトル修道院年代記の第一部の最初のページには、この叙述を
 ねとめるに際しての目的が明瞭に述べられてゐる。「我々の場所

と組織、すなわち、聖マーティンのバトル修道院には、後世に伝えるべき多くのメモリア（記憶、記録）があり、それらにつけ加えたり書き足すことは意味がある。先人たちにより、後の人々へしかるべきメモリアが、言葉どおりに、あるいは注意深く抜粋されており、それを我々は学ぶことができると考え、本に集めて伝えよう。これまで後世の利益と保障のために、この教会の広大な所領や、土地、台帳、教会の特権、慣習あるいは特権、そして様々な出来事や訴訟の原因について説明されていない。^①

ここでは、後世の助けとなるように、権益の内容とそれらがかつてさらされた争いの背景が書き記されることが重要と判断されている。他の部分にも、過去の事例の経過を記録し将来の助けにするというこの年代記の目的を述べた文言が登場している。^②

さらに年代記の中ほどから始まるチチェスタ司教との争いの叙述の最初の部分には、以下のように記される。「教会の権威と王の先祖たちによって与えられた証書の権威が、王の宮廷のみならず、王国中の貴顕や一般の人々にまで明らかにされ、伝えられ、そして奇跡のごとく広まる。それによって、王の権威と教会の特権が強化されたのである。」^③「バトル年代記においては、裁判、そして証書がますます利用されるようになっていきつつある時代が意識されているといえよう。では、いくつかの事例をとりあげて

証書への対応を浮かび上がらせてみよう。

（一）証書の利用——事例から

年代記のはじめのほうに、トゥールのマルムーティエ修道院との争いが述べられている。バトル修道院建立の際、マルムーティエ修道院から修道士たちが集められてきた。^④年代記は、バトル修道院がウィリアム征服王によって当初から司教やマルムーティエからの完全な独立を得ていたと述べる。しかし、マルムーティエ側はバトルを支配しようとし、対抗するバトルの初代院長ゴスパートはウィリアム征服王に訴える。王は誓いによって、バトルの自由を宣言した。^⑤ここでは、ウィリアム征服王が証書によって承認したなどの証書に関する言及はない。

この争いは、ヘンリー一世時代に入って再度マルムーティエがバトルの支配を要求し、王ヘンリーに訴えることによって再燃する。集会の場で人々がマルムーティエ側の主張の証拠を要求すると、マルムーティエ側は、ウィリアムのような偉大な王が口頭でなした授与には、目撃証人も証書も要らないという主張を展開する。それに対し、人々はこれほど偉大な王の授与が証書なしで正当なはずはなく、少なくとも証人が必要と返答するのである。^⑥

かくして、マルムーティエの主張は拒否されることになった。

だが、ヘンリ王の姿勢は、バトルの主張とはいささか異なっているようである。すなわち、バトルの特権に關して將來何らの権利主張を行わないという条件で、王がマルムーティエにマナ二箇所と教会を与えるという案をだす。^⑦

マルムーティエ側は、要求された証書や証人の証拠がなかったために敗れてしまったのだろうか。しかし、叙述のなかではウィリアム征服王は、最初の段階で「誓いによって」バトルの独立を宣言しているのである。結局、証書の有無とは別に、ヘンリ王が権益を授与することによって、この段階で妥協が図られたと考えることができよう。すなわち、ここでは証書は直接結果に影響していないと考えられるのである。

次に、院長ワルタとヘンリ二世の時代、バーンホーンの所領についてのバトル修道院とギルバート・バイヨルとの争いの場面をとりあげよう。^⑧

王の集会でバトル修道院が、ギルバートの先祖とかつて交わした証書を証拠として提示すると、ギルバートはそれについて「聞いたことはあるが、印璽がつけられたのを見たことがない」と反論した。対して、リチャード・ド・ルシが、「昔は小者は印璽などもっていないかった」と冷笑する。ヘンリ二世は証書を取りあげ

ギルバートに渡し、偽物であると示せるかと皮肉を浴びせ、ギルバートは恥をかかせられることになった。^⑨

だが、ホウルトの分析によると、問題の証書は偽文書であった可能性が高い。したがって、ギルバートの発言は、実は正当な対応だったのである。^⑩ しかも、この争いの終結に際し、年代記は「多くの努力と困難の末、かくして土地が回復された」と喜んで述べているが、実際には以後長期に渡ってトラブルは継続していたことがわかっている。^⑪

この争いで、バトルの側は証書を提示し勝利している。しかし、それは偽文書であった。同時に、ギルバートがそれを偽物 *falsely* であるということを証明することができなかったために、という指摘があること自体、証書が偽でありうるという年代記の認識を示しているよう。だが、バトルは勝利するのである。となると、その「真偽」とは、何を意味するのだろうか。この場合、取引が成された時点でその証書が作成されたかどうかということよりも、その内容が同意されているかいないかであった、という文脈ととらえることができるのではないだろうか。ただし、バトル修道院年代記の叙述においてはバトルの側の主張に沿っているかということが問題になるわけである。

次の例は、チチェスタ司教との有名な争いの中心部分である。^⑬
 叙述はやや不可解な部分を含むが、概略を紹介しよう。

スティヴン王時代、チチェスタ司教ヒラリがバトルの院長ワルタを召集するが、ワルタは拒否し、独立はウイリアム王や司教たちの証書により承認されていると反論した。問題は王の宮廷にもちこまれ、ウイリアムの証書が示される。王は承認する。ヘンリ二世時代にはいり、院長は同特権をヘンリにより承認されるよう約束をとりつけるが、チチェスタ司教ヒラリとカンタベリ大司教は阻止に動く。はじめヘンリは印璽による承認を禁じる。^⑭ランベスで王の集会が開かれ議論される。ウイリアム征服王により与えられたバトルの証書が読みあげられると、文句がつけられ、バトルの証書は一時王の預かりとなってしまう。^⑮そのころ国内で起こった反乱に際し、院長は王に直接訴え、王は証書を返還する。バトルの院長に教皇の手紙が送られ、チチェスタ司教に従うよう命じる。^⑯バトルの院長は呼び出され、チチェスタで議論がなされるが、院長は王と相談するため延期を要求した。コルチェスタで王の集会が開かれ、リチャード・ド・ルシと院長ワルタはバトルの特権とそれを示す証書を讀え、弁舌を振るう。ウイリアム王の証書が読みあげられる。王は確認し、しつかり保管するようにと命じる。^⑰チチェスタ司教は反論を試みるが、王は「私の先祖たちの

証書を非難するのか」と不興をあらわにする。^⑱司教はバトルの示す証書を知らないと言張した。^⑲だが王はさらに、教皇からの手紙について司教を追及する。司教は追い詰められて敗北し、バトルの特権を認め、平和のキスでもって決着することになった。^⑳

さて、問題となっているウイリアム征服王の証書は当初、ヘンリ二世によつて承認は保留される。だが後には確認され、さらに、きちんと保管するように命じられ、十分に尊重された。ところが、現代の研究者によつて、この場で示された証書は実は偽文書であったと考えられている。^㉑その場にいた人々が実際にこの証書の真偽をどのように理解したかは年代記の叙述からは不明である。年代記はもちろんそれらが偽文書であるとは言わず、相手方はその証書を「知らない」と主張したとしか述べていない。^㉒ここでは、証書の実際の真偽を超え、結局ヘンリ二世により承認されることで権威を持つことになったのである。しかし、それは当初王が承認を保留したように、容易になされたわけではない。この権益に関わる長い争いの勝利には、司法官として活躍したりリチャード・ド・ルシの援助があったであろう。^㉓最後に争いが決着したとき、バトルの院長と司教のみならず、リチャードが平和のキスに加わっている点が示唆的である。ここでは証書そのものの権威というより、政治力が働いていることになる。

以下の教会の権利をめぐる争った例では、相手方であるアランの示した証書をバトルが攻撃する。^{②③}

ウイリアム二世は、いくつかの教会を寄進したが、在住する聖職者たちが年金を払わないなど、バトルは管理に苦労していた。

アランがその一つの教会ブランサムにすすわる。同じころ、メンドルスハムの教会の聖職者ウイトガが、息子に継がすことを条件にバトルに支払いをし、証書による承認を得る。^{②④}しかし、アランがメンドルスハムの教会の権利を主張し、バトルとウイトガたちの約束に異議を唱えた。その根拠に、アランはかつての院長ワナーの名のある証書を示したが、よくみると改変のあとがある。結局、王の権威により集会が開かれ、バトルの院長とアランの対決がなされ、再度アランによって証書が示されるが、それにはやはり改変の跡がある。しかし、妥協が図られた。アランは院長に証書を返し、ブランサムのみバトルから受け取るという証書を得る。^{②⑤}決着がついたと思われたが、その後、アランはさらに採め事を起こし、ブランサムを勝手に支配し続けてしまう。

ここでは、バトルは相手方の提示した文書を「偽文書」と非難した。自分の側の偽文書を堂々と利用する一方、敵方の偽文書は厳しく糾弾していることになる。にもかかわらず、法廷では、バトル側とアランの間で調停がはかれる。そして、アランはその

調停により、彼が証拠として主張した院長ワナーの名が記された証書をバトル側に与え、妥協の結果としての新たな権益授与の承認を記した証書をバトルから与えられた。

バトルは偽文書として相手方を非難しているが、結局バトルが完全に勝利したとはいえない状況で解決する。証書の真正性に直接かわりなく決着がつけられているのである。

最後に、これまでと異なり、バトルの側が証書によって攻め込まれている事例をとりあげよう。リチャード・ド・ルシの息子ゴドフリとある教会の権利をめぐる争った事例である。^{②⑥}

院長ワルタの死後、リチャード・ド・ルシがバトルを管理する。その間、ワイの教会がヘンリ二世によってリチャードの息子ゴドフリに与えられてしまう。ゴドフリは叙階される前のカンタベリ大司教により叙任される。新たにバトルの院長となったオドはワイの権利維持に努力するが、王とリチャードの権威を恐れた人々は、誰もオドを助けようとしなない。教皇の使者の指示による集会が開かれる。ゴドフリ側の主張は、王の証書、大司教の証書で承認された、というものであった。^{②⑦}議論の場で、院長オドは孤立無援となってしまう。そのとき、バイユの大助祭ワレランとジェラルド・プセルが援助の弁舌を振るい、最終的に妥協がなされる。

それはゴドフリが王と大司教の名で出された証書をバトルに与え、バトルからそもその権限を再確認した証書を受け取る、というものであった。^⑩最後の部分で年代記が途切れ、その後の経過は不明である。

この場合はバトル修道院側が相手方の証書によりはげしく攻め込まれているが、差し伸べられた援助の演説によって、バトル側は証書やなんらかの証拠が言及されることなく訴えが認められ、原状復帰という満足の行く結果がえられた。弁護により、ゴドフリ側の証書発給の経過についての正当性が批判されたことでバトルに勝利がもたらされたのである。

以上五例の争いの経過では、それぞれ証書が争いの場面において有力な証拠として言及あるいは提示されている。だが、それらの解決は、いずれも証書そのものに依拠しているとはいえない形でなされていることがうかがえるのである。

（二）証書の利用とその周辺

前章ではいくつかの具体的な争いをとりあげ、証書が年代記のコンテキストのなかでどのように働いているかを考察した。バトル修道院年代記には証書への類纂な言及がみられ、常に重要視さ

れているにもかかわらず、今述べた争いにおいては、証書はそれだけでは必要十分の手段ではなかったことが理解できる。さらに、証書の権威を謳いあげているこの年代記のなかで、取引、あるいは争いにおいて利用されているのは証書だけではない。年代記からは、証書がそのみで有効である例はむしろ少なく、その他の様々な行為や条件が証書の周りをとりまわっていることがわかるのである。

まず、取引の合意に関しては、誓い、そしてそれを認めた人々の記憶が重要であった。ウィリアム征服王がマルムーティエからの独立を与えたという記述では、証書ではなく誓いのみが言及されている。そして、交渉、あるいは争いに関する議論がなされる場合は、王、司教、大司教の集会、あるいは修道院の全メンバーの前など様々であり、大勢の人々が集う場の重要性が意識される。マルムーティエの例にみられる証人提示の要求には、「大勢の前でなされるべき」という前提がみえる。また、院長ラルフの時代、チチェスタ司教とバトルの間で礼拝堂に関する権益の合意がなされたとき、院長と修道士たちはチチェスタの集会において証書で承認し、その印として人々の前で本を与える。司教もまた、バトルを訪れ大勢の前で承認するのである。^⑪アランとの争い、ゴドフリとの争いにおいて否定された証書は、破棄されるのではな

くバトル側に返されるのだが、その返還も人々の前で行われることにより、撤回の意志を行為として公に示すことになる。^②そして、承認の形態として重要なのは証書のみではなくそれに添付された印璽であった。一二世紀の段階では、証書は王の書記局あるいは受益者側修道院の作成が普通だが、どちらの作成にせよ権威を保証するものとしての印璽の添付が重要であった。^③バーンホーンの例にみられるように、印璽の重要性は常に意識され、証書は印璽により承認されることによって初めて効力を持つと理解されている。このように、証書の周辺には、宣誓、集会の場、印璽の添付などがその内容を承認する行為として必要とされていたことが確認される。

さらに、これらの行為にとりまかれていた証書それ自体も流動性を持っていたことをうかがわせる例を指摘しておく。年代記の終わり近くで、院長となったオドは、古く傷みの激しいウィリアム征服王による特権授与証書をヘンリ二世に示し更新してもらうよう願う。ヘンリ二世はそれを認め、さらにオドの願いにより新しい証書は三通作成される。^④

この、過去の権威によって承認された証書が再確認されるという例は、文言をとってインスピキシムスと呼ばれている。V・日・ガルブレイスがこの叙述に最初に注目し、ヘンリ二世が更新

した証書の存在が確認され、叙述の信頼性が一挙に高まった。^⑤注目すべき点は、ヘンリ二世が新たに承認する証書が「以前の証書を提示する必要なしに効力があるように」と述べていることである。すなわち、この時点で、原本のウィリアム征服王の証書そのものが失われてもヘンリ二世によって更新された証書で十分となる。サールは、院長オドが提示し、更新されたウィリアム征服王の証書はおそらく本物であったと考えた。ヘンリ二世がバトル修道院の特権承認を更新した証書が伝来しており、その文言と以前に問題を起こしたウィリアム征服王の証書の文言には違いが見られるためである。^⑥ところが、その後の王たちによって更新され、承認を重ねられていくのは、実は偽文書の方であったことがわかっているのである。^⑦ここで、もとは偽文書であった証書が権威によって承認され、ある意味成長していくともいえる状況が示されている。^⑧

① *Battle Chronicle*, p. 34.

② 例として *Battle Chronicle*, pp. 146, 210.

③ *Battle Chronicle*, p. 146.

④ *Battle Chronicle*, pp. 68-70.

⑤ *Battle Chronicle*, pp. 74-6. 'hoc enim assuenerat iramento'

⑥ *Battle Chronicle*, p. 114. 'confirmationis munimenta hinc ab ipso provide regi exigehant consiliari... 'tanti viri domum uerbotenus collatum absque arbitro posse sufficere, nec super hoc quodlibet

confirmationis edictum quemquam hactenus quesisse, quia nec necessarium fore putabant... 'responsum est non fore ratam posse donationem tante rei; ubi scilicet et Liberalis auctoritas dignitatum necnon et regie corone exlatab signum, si non aut cartarum aut certe testium uina uoce probata roboraretur'

① *Battle Chronicle*, pp. 114-6.

② *Battle Chronicle*, pp. 212-8.

③ *Battle Chronicle*, pp. 214-6. 'se predecessorum suorum cyrographa audisse, sed nulla sigillorum testimonia in eis se appensa causatur uidere... 'antiquitus non erat quemlibet mittitulum sigillum habere'... 'dominus rex propriis manibus cartam et sigillum aui sui regis Henrici apprehendens, et ad eundem Giebertum conuersus, 'Per oculos', inquit, 'Dei, si cartam hanc falsam comprobare posses, Iurcum mille librarum mibi in Anglia conteres.'

④ Holt, 'Battle Forgeries', pp. 75-81; R. Mortimer, 'The Charters of Henry II: What are the Criteria for Authenticity?', *Anglo-Norman Studies*, XII (1990), pp. 119-34, p. 122 (ズレ Authenticity). ホレンヤンエダ' 寺ゴの能強クホチホスタ司教ユンネル修道院ノの寺ゴダケレヤウ' ホユンエ西巻め強ク司能判や罪案トケ (Vincent 'Unmasked', pp. 271-2).

⑤ Holt, 'Battle Forgeries', p. 81.

⑥ *Battle Chronicle*, pp. 146-208.

⑦ *Battle Chronicle*, p. 154. 'prohibuit cartam abbatis de Bello regali sigillo confirmari'

⑧ *Battle Chronicle*, p. 158.

⑨ *Battle Chronicle*, p. 162.

⑩ *Battle Chronicle*, pp. 176-8. 'Quam similiter rex in manus acci-

piens atque circumspiciens, iussit eam cum aliis diligenter reponi et magna diligentia custodiri'

⑪ *Battle Chronicle*, p. 194. 'cartas scilicet predecessorum meorum regum, iusta dignitate corone Anglie et magnorum uirorum testimonio confirmatas, a uobis, domine episcopo, preemptorias esse iudicatas'

⑫ *Battle Chronicle*, p. 196. 'His perlectis, episcopus se cartam illam nunquam uidisse uel audisse affirmabat, neque abbatem sibi aliquo pacto eam pandere uoluisse'

⑬ *Battle Chronicle*, p. 208.

⑭ Searle, 'forged charters', pp. 454-9.

⑮ *Battle Chronicle*, p. 196.

⑯ Gransden, *Historical Writing*, p. 277.

⑰ *Battle Chronicle*, pp. 238-50.

⑱ *Battle Chronicle*, p. 240.

⑲ *Battle Chronicle*, p. 242. 'cartas quasdam Warnerii abbatis nomine prenotatas, que quidem surrepticie et falsitatis notam habere diligenter inuentibus uidebantur'

⑳ *Battle Chronicle*, p. 244. 'Iacet igitur diligenter inuentibus palam esset cartas ipas notam falsitatis habere'

㉑ *Battle Chronicle*, p. 246.

㉒ *Battle Chronicle*, pp. 320-34.

㉓ *Battle Chronicle*, p. 328. 'cartam domini regis super donatione et confirmatione in medium protuli...cartam archiepiscopi, ipso etiam archiepiscopo presente, in omnium oculis ostendi'

㉔ *Battle Chronicle*, p. 334. 'instrumenta omnia que uel regis uel archiepiscopi nomine super prefata ecclesia habere uidebatur

monasterio resignare, munimentumque per quod compositio firmaretur a solo monasterio recipere'

⑱ *Battle Chronicle*, pp. 124-6.

⑳ *Battle Chronicle*, pp. 244-6, 334.

㉑ T. F. T. Plucknett, 'Deeds and Seals', *TRHS*, 4th ser., 32 (1950), pp. 141-51, 150.

㉒ *Battle Chronicle*, pp. 308-12.

㉓ V. H. Galbraith, 'A New Charter of Henry II to Battle Abbey', *EHR*, 52 (1937), pp. 67-73 (以下 New Charter).

㉔ Vincent, 'Inspeximus' はカルブレインスの見解を修正しつつ、この叙述にチチエスタ司教が証書の更新を得たことへの対抗の意味を指摘す(p. 109). *た' Mortimer, 'Authenticity', pp. 127-31.

㉕ *Battle Chronicle*, p. 312.

㉖ Galbraith, 'New Charter', pp. 67-73, *Battle Chronicle*, p. 312, fn. 1.

㉗ Galbraith, 'New Charter', p. 69; *Regesta Regum Anglo-Normannorum: The Acta of William I (1066-1087)*, ed. by D. Bates (Oxford, 1998), no. 19, p. 148.

㉘ M. Brett, 'Forgery at Rochester', *Fälschungen im Mittelalter* (1988), pp. 397-412 は、インンススキムスによって偽文書が正当化される事例を紹介する。

おわりに

本稿は、証書の真偽判定や、あざやかに一二世紀末を再現してかれていると思われる年代記がいかに現実を離れたものであったかを指摘することに重点をおいてはいない。それよりも、年代記

中に登場するウィリアム征服王以下歴代の王たちの証書が偽文書であるなしに関わらず、叙述のなかでそれらが何を期待され、どのような役割を果たしているかの検討を試みてきた。バトル修道院年代記の検討に限られてしまっている本稿の分析がどれほど一般化できるかは不明である。バトル修道院の歴史を一二世紀末イングランドの社会のなかに有機的に位置付けることも必要であろう。これらの限界を踏まえたくうえで、本稿において明らかにした点をまとめておこう。

この時代、証書を中心とした文書利用の急激な増大があり、文書への信頼は揺らぎながらも次第に増していったといえる。バトル修道院年代記が書かれ、豊富に証書への言及があるということ自体、証書の有用性への期待を読むことができるだろう。院長ワルタは、教皇からの手紙をチチエスタ司教の使者から渡されると個室にもっていき、しっかりとしらべ、全体を読む。また、コルチエスタでの争いで、ヘンリ二世は、じっくり証書を手にとってたしかめ確認する。③これらの描写では、証書が記憶を具現化する物としてと同時に、④詳細な内容を固定化することができるという文字の持つ性質が少しづつ有用性を認められてきているようである。バーンホーンをめぐる争いのなかで、王は、バトルにより示された証書を見たあと、バトルに他の根拠があれば提示せよ、自分は

この証書以外に必要とは思われないが、と発言する。それに対し、バトル修道院側は、提示した証書のみを証拠とし、証書にある未満^⑤もより多くをも望まないと述べる。この部分は、証書がそのもので証拠として必要十分である、という意識の現われといえよう。ただ、あくまでも王による保護がこの段階で確実という読みがあった、という個別的な状況と離れて考えることはできないだろう。

だが、それら振りかざされ、利用された証書は偽文書であった。偽文書が、一二世紀を中心とした時代に多数作成されていたことは知られている。かつては、偽文書は歴史的事実を伝えてくれる史料ではないとして排除されるものであったが、現在では、慣習となっていた、あるいは文書による跡付けなしで維持されてきた権益保持のために、証書による法的根拠を要求されるようになってきた時代に対応するための努力と考えられるようになってきている。^⑥バトル修道院に権限を与えたウイリアム征服王証書がいかなる形態をとっていたかはわからない。集会において成された寄進行為のみであったかもしれず、証書が作成されたとしても、具体的権益の内容を示す文言を含んでいたとは限らない。慣習的な維持されてきた権益は、一二世紀後半に入り、ヘンリ二世の時代になって（偽）証書という形をとって跡付けられるのである。

とくに、バトル修道院にとつては、ウイリアム征服王の権威に

依拠することで、続く王たちがその権益を承認（願わくばさらなる権益を寄進）していくという過程を確実にすることが重要であった。バトル修道院が主張する司教からの独立特権の根拠がまさにウイリアム征服王の承認によるものであるという点が思い起こされるであろう。^⑦そして、権益の確保のために承認を求め修道院が努力してゆく過程で、現実の状況に見合うかたちで証書は少しずつ成長を続けていく。すなわち、過去の寄進行為の記憶が証書という形をとって立ち現れ、有効性を持つようになる。その後、さらに更新という形で、付け加えられたり、変更をともなったりしながら変化し続けていくのである。

だが、証書はこの時期必要十分な道具として機能していたといえなかつた。バトル修道院年代記が主張する「正当な」証書は実際には偽文書であり、他方で相手方の提出した証書を「偽文書」として攻撃するという姿勢からは、証書がそれだけで完全に有効な証拠として認識されているという態度とは異なる基準がある。背景に、その証書内容、あるいはそれにより想起される取り決めが、そもそも双方の合意に基づいた内容であるかどうか、そして年代記のなかでは、修道院側の正当性を支持するものであるかどうかという問題があった。さらに、誓いによること、集会においてなされること、証人の存在、そして印璽の添付が最も重

要な保証となっていた。この時代、証書は、それ自体で有効な手段として独立しかけつつも、書かれた内容や形態のみでは十分ではなく、争いの時点での双方の認識、合意、そして印璽などの目にみえるかたちで示された権威への信頼といった周囲の理解のなかで機能していたのである。

叙述史料そのものからは、叙述を残す以外にいかなる形で記憶を保持する試みがなされてきたかは浮かび上がってこないという限定があるにせよ、証書の役割を高らかに述べた年代記のなかには、それと表裏一体となって、本稿で分析したような証書に対する一二世紀末の時点での多様な受け止め方がにじみ出ているのではないだろうか。

- ① Clancy, *From Memory*, pp. 57-62 では、一二世紀から二三世紀にかけての文書発給の激増を推定する。

② *Battle Chronicle*, p. 162. 'Abbas autem in secretiori loco litteris inspectis et perfectis'

③ *Battle Chronicle*, p. 178. 'Qua perfecta, rex in manus eandem accipiens, atque undique circumspiciens'

④ Clancy, *From Memory*, p. 258 は合意を象徴的に示すナイフなどを添付される例を紹介する。

⑤ *Battle Chronicle*, p. 216. 'si forte sit aliquid cui amplius quam huic carte uelitis iniri. Non tamen uos puto ad presens aliam questuros probationem... se non alias iniri aut aliam questuros, extra cartam, probationem asserunt, nil se maius uel minus extra cartam exigere'

⑥ C. Brooke, 'Approaches to Medieval Forgery', in: C. Brooke, *Medieval Church and Society* (London, 1971), pp. 100-20; P. Geary, 'Forgery', in: *Encyclopedia of the Middle Ages*, 2 vols, ed. by Andre Vauchez (Cambridge, 2000), vol. I, pp. 559-60.

⑦ ノウルズは、ノルマン・ロンドンクエスト前からの特権慣習をもっておらず、教皇とは関わりなく特権を主張したことから、ハトル修道院を特例と考える (Knowles, 'Exemption', p. 218).

The Role of Charters in The Chronicle of Battle Abbey

by

NAKAMURA Atsuko

Battle Abbey was founded by William the Conqueror on the very site of the Battle of Hastings as a memorial of that epoch-making battle. The Chronicle of Battle Abbey, written at the end of 12th century, is famous not only for its vivid account of Henry II's court but also for numerous surviving charters directly related to the content of The Chronicle itself. Researchers have also taken an interest in the fact that many of the charters are suspected of being forgeries. Against the accepted theory of Eleanor Searle, Nicholas Vincent has argued in his recent study that even more charters of Battle Abbey are forgeries and therefore the story of The Chronicle grounded on these forged charters cannot be trusted as historically accurate.

This paper tries on the other hand to examine how charters worked in the context of The Chronicle, whether or not the charters were genuine or forged. Even if the account based on forgeries cannot be accepted as reality, The Chronicle may still tell us how charters were expected to function. Recent studies on the documents of Medieval Europe, strongly influenced by the current study of historical literacy, have paid more and more attention to the historical context in which documents were used. The Chronicle of Battle Abbey may serve as an interesting example showing how charters were (to be) used and how they were expected to function in 12th-century England.

The Chronicle often states importance and great authority of charters. In 4 of the 5 conflicts taken from the narrative, charters were presented as an important tool in each argument. Nevertheless, most of the conflicts came to an end regardless of whether the charters were genuine or forged. In one case, the charters presented by Battle Abbey in the chronicle were, according to the modern research, in fact forgeries, while The Chronicle itself plamed the charter presented by the opponents for being forged. Does this indicate The Chronicle is untrustworthy? It can be interpreted, as this paper argues, that a charter was 'genuine' if its content was accepted at the time, regardless of the fact that it is, in the modern sense, a forgery. Careful reading of The Chronicle also shows there were many other activity concerned with charters that ensured consent and

approval, such as oath-taking, creating consensus at gatherings and putting seals on the charters. The Chronicle of Battle Abbey demonstrates a confidence in charters that differs from our own. This was the faith of an age in which written documents were increasingly being produced and in which reliance on written words was only gradually being formed.

The Process of Formulation of the Shogunate's Sumptuary Laws in
The First Stage of the Early-Modern Period
and the Discrepancy in their Application

by

PARK Jinhan

Most previous studies on sumptuary laws, *kenyakurei* 儉約令, that have been based on the historical records compiled by various prefectures, have considered the laws as resources to gain insight into the actual lifestyles of farmers and townspeople. These studies have tended to develop along lines focusing on governmental policy, for example, the restrictions of the caste system by the shogunal and domain authorities, *bakuhan kenryoku*, 幕藩權力, or the political suppression of commercial activities. These studies, however, have focused only on the lifestyles of the farmers and townspeople and have not considered the process of the formulation of the laws by the shogunate and the application of the law by individual domains. The aims of this paper are 1) to examine the process of formulating and enacting the shogunate's sumptuary laws as national laws at that time, and 2) to define how these sumptuary laws were perceived and enforced by daimyo in their own domains.

The first section of this study examines how the sumptuary laws were enacted as a measure to counteract the famines during the Kanei Period 寛永期. It will also examine how the shogunate took the social and economic gap between Kanto 関東 and Kamigata 上方 (Kyoto and the Osaka region) into consideration when the laws were enacted. In the next section I suggest the case of the Okayama domain as an example of the actual application of the law to show how each domain was included in a nationwide sumptuary system in the 8th year of the Kanbun era 寛文8 (1668). Ultimately, I would like to show how the Okayama